

仙台市局区等事故調査委員会運営要領

(令和5年3月31日 都市整備局長決裁)

(目 的)

第1条 この要領は、仙台市局区等事故調査委員会設置要綱（令和5年3月31日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、要綱第1条別表に掲げる事故調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する基本的な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 用語の定義は、次項によるほか、仙台市建設工事安全委員会運営要領第2条に準ずる。

2 要綱第2条第3項に規定する調査対象事故とは、次に掲げる事故を言う。

(1) 労働災害及び死傷公衆災害にあつては、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 死亡

イ 休業4日以上

ウ 全治日数（加療期間）30日以上

(2) 物損公衆災害にあつては、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 公道付近での建設機械関連事故や足場の倒壊等で、状況によっては容易に人身事故となることが予測される等第三者の死傷に繋がる可能性の高かったもの

イ 水道、ガス若しくは下水道の本管等を損傷し、断水、供給停止若しくは浸水により周辺地域の生活に多大な迷惑を及ぼしたもの

ウ 信号や電気通信ケーブル等の損傷により停電、通信障害若しくは交通障害等により社会生活に多大な迷惑を及ぼしたもの

エ 建設工事等周辺地域の不特定多数の第三者に迷惑を及ぼしたもの

(3) その他、委員長が調査を必要と判断するもの

(建設工事故の判定報告)

第3条 建設工事故が発生した課公所長（以下「課公所長」という。）は、当該事故を委員会へ報告しなければならない。

(調査対象事故の判断及び会議の開催)

第4条 委員長は、前条により報告された建設工事故が調査対象事故に該当する場合は、副委員長、委員及び課公所長を招集し、会議を開催する。

2 委員長は、前項に該当しない場合は、その旨を課公所長へ連絡し、会議を開催しないこととする。

3 課公所長は、前項により会議を開催しない場合は、その旨を仙台市建設工事安全委員会事務局へ報告しなければならない。

(調査報告等)

第5条 課公所長は、調査対象事故の調査を行い、事故が発生した業務及び事故の概要、事故要因の分析結果並びに再発防止策を委員会へ報告しなければならない。

(技術的所見及び受注者への指導内容の決定)

第6条 委員会は、前条による報告内容を基に、技術的所見を述べ、受注者への指導内容を次のいずれかに決定する。

- (1) 文書指導 受注者に工事中の安全確保に過失があったもの
- (2) 指導無し 前号に該当しないもの

(会議結果及び指導結果の周知)

第7条 委員会は会議による調査検討結果について、課公所長へ通知するほか、財政局契約課及び仙台市建設工事安全委員会事務局へ送付する。

2 会議により文書指導とされた場合、課公所長は、受注者指導を行い改善措置の確認を行った後に、次に掲げる職員等に周知し、再発防止を図るものとする。

- (1) 調査対象事故が発生した業務を所管する所属の職員
- (2) 当該各局区等において建設工事等を所管する所属長
- (3) 前2号において担当するすべての建設工事等の受注者
- (4) 仙台市建設工事安全委員会事務局

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、各委員会の委員長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 仙台市建設工事故調査報告実施要領（平成6年7月15日市長決裁）は、廃止す

る。

- 3 仙台市建設工事事務事故調査報告実施要領の運用指針（平成 25 年 3 月 29 日都市整備局長決裁）は、廃止する。

附 則（令和 7 年 2 月 13 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。